

産業政策とカルテル

勧告操短と輸出会議について

石井 晋

1. はじめに

両大戦間期の日本では、企業規模の拡大などを背景にカルテルなどの独占的行動が顕著となるとともに、労使関係が緊迫化した。1930年代には、重要産業統制法に示されるようにカルテルを促進し（弊害が大きい場合にのみ政府が規制）、労働者の権利が十分に保障されない経済システムが成立していた。このような経済システムは、急速な経済成長をもたらしたものの、国内の深刻な利害対立と対外膨張による外交関係の悪化という不安定性を秘めていた。

戦後占領改革を経て、1950年代には新たな経済システムが形成された。新たな経済システムにおいては、独占禁止法によってカルテルが原則禁止される一方、政府（主に通商産業省）の裁量的な行政指導によって生産・価格・投資などが調整された。1930年代に比較するならば、大企業の利害に対して中小企業や労働者の利害がより強く保護され、また政府介入の度合の強い経済システムが形成されたものといえることができる。しかし、大企業向けの勧告操短などのカルテル指示的な行政指導はかなり柔軟に発動されたから、中小企業の利害と対立する可能性がありえた。また、公正取引委員会は、勧告操短を大企業優遇との観点から批判する場合があった。実態はどうであり、戦前の経済システムとの違いをどのように評価すればよいのか。本稿は、そうした問いに対する試論である。

産業政策は、行政指導カルテルによる「仕切られた競争」と理解されることがある¹。その場合、「仕切られた競争」が投資促進的であったと指摘されることが多いが、本稿では若干異なった視点から検討したい。戦間期日本の経済システムは、政府介入度が低く、労使関係のあり方などに関しても企業活動の自由度が大きかった点で、純粋な市場経済原理に近いものであった。しかし、企業活動はカルテルなどの独占的行為まで含めて原則自由であったから、私的独占力による競争制限の可能性が極めて高かったことに留意しなければならない。これに対し、1950年代の日本経済システムにおいては、私的独占力ではなく、政府介入による競争制限が盛んに実施された。政府（通産省）が独占禁止法の存在を前提としながら積極的に独占的レントを発生させると同時にレントを管理し、経済成長や輸出振興に向けて、インセンティブ・システムの構築を目指して産業政策を展開したのである。ただし、そのようなインセンティブ・システムが適切に設計され、実効的であったか否かについてはそれ自体重要で検証困難な課題である。本稿ではそのような産業政策の効果を検証する以前に、両大戦間期との比較において、産業政策が選択されたことの歴史的意義を検討することが主要な目標である。

1 村上泰亮 [1984] 『新中間大衆の時代』（中央公論社）

以下ではまず、大企業と中小企業の利害調整が課題となることの多かった綿紡績に対する勧告操短を中心に綿工業政策を取り上げる。その際、勧告操短が労使関係に及ぼした影響にも触れる。次に、輸出会議や組織化政策など中小企業輸出振興政策について検討する²。

2．綿紡績業の勧告操短

(1) 勧告操短の歴史

表1に示されるように、綿紡績業に対する勧告操短は1950年代初頭から繰り返し行われた。戦時期に十大紡に集約されたが、戦後、新紡、新々紡が続々と設立された結果、大企業から中小企業に至るまで多数の企業が激しい競争を展開する市場が形成された。特に1950年6月に、紡績設備の規制が撤廃された後は、新々紡の参入によって激しい設備投資ブームが展開したのである。しかし、朝鮮戦争が一段落したことと東南アジア諸国の繊維産業の勃興で、すでに1951年には過剰供給能力が顕在化した。1952年1月には十大紡が自主操短を行い、3月以後勧告操短が実施される。この間31%の人員整理(十大紡で5.6万人)が行われた。

1952年の勧告操短は、以下のように行われた。2月25日付けの通商繊維局長名の「紡績設備の適正稼働について」で、通産省は綿紡績業に対して次のような勧告をした³。「国民衣料の豊富低廉なる供給を確保しつつ市場の安定を図るため、当面3,4,5各月の適正稼働率としては他繊維の混用を含めて現有確認設備能力の6割程度が妥当と考えられる」。この稼働率を遵守させるため、該当期間の生産計画、生産実績、電力会社の証明を添付した使用電力実績の報告を求めた。通産省は電力使用状況をモニターすることで、実施状況を把握しようとしたのである。さらにより実効的な措置が立案され、1952年3月5日付けの「綿紡績適正稼働実施要領」という通商繊維局長の通牒で示された。これによれば、超過生産については「使用電力量または日量逆算月産量が限度量を5%以内超過したものは5%、10%以内のものは10%、20%以内のものは20%(20%以上もこれに準ずる)生産限度数量を超過したものとす」。そして、超過生産に対するペナルティは、「(1)その社の最寄時の綿花輸入弗資金の割当から超過生産梱数と同一俵(米綿建)を削減し、これを生産限度遵守者に割当てる。但し生産限度超過5%未満の場合は削減を行わない。(2)その社の翌々月の生産限度から過去の超過生産数量を削減する」というものであった。その後、1952年3月10日付けの「新規綿紡績設備設置等報告書提出」に関する通牒で、3月末の設備確認で原綿割当対象となる紡績設備の確認を打ち切る可能性が通告された。さらに、5月10日には3月末に報告書を提出しないものに対して設備確認を行わないことが通達された。すなわち、需給調整政策が、設備増設制限によって補完されたのである⁴。この勧告操短は実効的であり、1952年4月～9月は生産限度指示量をかなり下回る生産実績であった。特に新々紡の生産は生産指示領を大幅に下回った。この間、月初在庫は、4月の35万17百梱から10月の24万梱へと減少した。生産制限指示量は、1952年11月までは確認設備を基準にして決定されたが、設備投資競争抑制と輸出振興の見地から、12月にはその基準が一部修正されて輸出実績も加味された。いわゆる輸出入リンク制につながる政策であり、

2 中小企業政策一般については、有田辰男[1990]『戦後日本の中小企業政策』(日本評論社)。

3 橋本寿朗[1990]「第5章 産業合理化の推進と新産業の育成 第7節 繊維工業の安定化政策」『通商産業政策史6』(通商産業調査会) p644-646。

4 ただし、設備確認打ち切り自体が、新紡、新々紡の「駆け込み」増設を導いたとされる。

産業政策とカルテル（石井）

表1 1950-60年代の勧告操短

期 間	産 業	主要内容	制裁	備考
1952,3月- 1953,5月	綿糸	各社の設備に応じて、生産割当。合計14万-16.5万 梱程度。12月からは輸出実績割も。	違反者の外貨割当 を削減し、生産限 度遵守者に割り当 てる。	
1952,3月-	スフ	1951年末の生産量の20%減産指示。通産省は総生 産量の指示のみ。細目は、企業間の話し合いに。	特に定めなし	
1952,3月- 1952,9月	ゴム	自動車タイヤチューブ・自転車タイヤチューブ・ 地下足袋・布靴・ベルト・ホース・ゴム引布につ いて、生産を概ね1952年7-12月の70%に抑える。		
1955,5月- 1956,6月	綿紡績	12%の減産指示，8月以降16%。のち12%に。		
1955,10月- 1955,12月	鉄鋼	好況による鉄屑不足に対応するため，鋼塊の生産 量を209万トンに落とすため，各社別生産量指示。		
1957,4月- 1963,5月	スフ	スフ綿については，57,4月から12%の減産指示。 その後58年に減産率を最大40%まで強化，後に緩和・ 強化を繰り返し63,5月まで継続。 スフ糸については，57,9月から13%減産を目標に 精紡機封緘と操業秩序確立（1日16時間年308日操 業）の指示。58年に生産調整率最大40%まで強化。 59年度に緩和後，60,8月に繊維工業設備臨時措置 法による共同行為へ。	スフ綿～違反者の 公表・生産調整率 の引き上げ・バル ブリンクの適用除 外等。 スフ糸～違反者の 公表・封緘率の強 化	58,3月以降，スフ綿生 産調整実施塊野監視員 により計量および出荷 品に対する証書の貼付 を行うことにより常時 監視。
1957,6月- 1960,7月	綿紡績	綿糸について，57,6月から操業秩序確立（1日16時 間年308日操業）の行政指導。7月以降，57,1-7月 の生産実績を基準に，1か月の生産量を20万梱を ベースに5%のアローワンスをみたものが適正生産 量とされる。のち，58年4月から，一律30%の綿 精紡機の封緘と操業秩序維持厳守を指示。（59年 度，綿布業者に対しては中小企業団体組織法によ る30%封印命令。）59年9月以降，封緘率24.5% と輸出別枠解除5%まで認めるなどの変更を経て， 60年8月以降，繊維工業設備臨時措置法による共 同行為へ。	1件の違反につき， その工場の登録錘 数千錘ごとに原綿1 ～2俵削減。原綿輸 入自由化後は，錘 の停止という措置 へ。	58年4月以降，繊維局 綿麻業課長を委員長と する綿紡績操短実施委 員会を設け，操短実施 についての細目を審議 決定するとともに，監 視員をして，各工場の 操短実施状況を監視。
1957,8月- 1962,9月	人絹糸	57年8月に，57,4-6月の月平均生産実績の17%減産 指示，58年に最大50%までに減産指示強化，のち 緩和・強化を繰り返し，62年10月，東洋レーヨン が日産68.7トンの設備を廃棄する発表をしたのを きっかけに操短廃止。	違反者に対し，輸 入バルブの割当の 削減。	58年6月以降，出荷 品に対する証書の貼付 による確認と人絹生産調 整実施会による監視。
1957,10月- 1958,11月	電気銅	57年10月以降，57年4-9月生産実績の15%操短。	特に定めなし	
1957,10月- 1959,12月	塩化ビニール	塩化ビニール樹脂については，57年10月以降，57 年7月実績の約30%操短指示。のち40%に。58年 11月から，不況カルテルへ（59,3月まで）。塩化 ビニール管については，月18,000トンに操短。価 格制限も。59年3月から不況カルテルへ（60,5月 まで）。	塩化ビニール樹脂 は，外貨割当。	
1957,11月- 1960,7月	梳毛糸	57年11月以降，57年9月の平均実績の25%減の生 産調整を行政指導。58年4月以降，30%の生産調 整勧告，実効を期すために精紡機の約30%封緘。 60年度操短強化（40%程度）後，60年8月以降， 繊維工業設備臨時措置法による共同行為へ。	違反者の公表，原 毛の割当削減，生 産調整率の強化	梳毛糸生産調整委員 会の監視員による監視。
1958,1月- 1959,1月	紙・バルブ	58年1月以降，販売用バルブ（サファルトバルブ 22%，クラフトバルブ6%），上質紙（25%），		業者間で監視員を出し 合って監視。

		白板紙（19%）、ライナー紙（10%）、クラフト紙（既設分13%、新設分40%）の減産指示。白板・ライナーは、月30日を基準として、6日間休業の行政指導、クラフト紙は7日間休業の行政指導。58年10月に上質紙・白板紙・ライナー紙の操短廃止。59年1月に販売用バルブの操短廃止。59年2月にクラフト紙の操短廃止。		
1958,1月-1959,3月	鉄鋼	58年1月、鋼塊について、57年度第四四半期生産量として、普通鋼249万トン、特殊鋼11万トン、電気炉普通鋼万トンの指示。58年3月以降、厚板が57年度上半期の33%、中型形鋼が57年度第一四半期の44%、中型・小型棒鋼が57年度第一四半期の30%の減産指示。58,6月以降、普通線材について、58,1-3月生産実績の30%減産指示。58,10月以降、薄板の減産指示。59年に入って操短緩和。	各社別に指示した生産を超えた分については第二四半期にその倍の減産をさせる。	58年7月から、公開販売制度発足。
1958,4月-1958,12月	鉛	東邦亜鉛以下6社と鉱山局長が協議の上、操短率の大枠を指。57年10-12月の月平均生産実績の40%減が指示された。	特に定めなし。	
1958,4月-1959,11月	セルロイド	58年4月以降、月420トン（58年1-3月の生産実績程度）に制限、59年12月から不況カルテルへ（60年11月まで）	特に定めなし。	
1958,4月-	ソーダ	四半期ごとに生産目標に応じた外貨割当を行う。	生産計画を超える出荷量（含5%アローワンス）に対しては、原料塩の輸入割当を行わない。	
1958,4月-1958,12月	耐火煉瓦	58年4月以降、57年4-9月の平均生産実績の40%操短指示。	特に定めなし。	
1958,4月-1959,3月	石油製品		外貨割当	
1958,8月-1958,9月	亜鉛	三井金属鉱山以下7社と鉱山局長が協議、局長から操短率の大枠を指示	特に定めなし。	
1958,8月-	燐酸質肥料	過燐酸石灰・低度化成・溶性燐肥について、生産業者に対し、個別的に年度生産計画を指示し、燐鉱石輸入業者に対し、個別的に生産業者月別生産計画達成に順応するよう指示。	特に定めなし。	1960年代半ば以降までこの操短は存続。
1958,10月-1959,3月	フェロアロイ	各企業の生産限度量を個別に指示、58年度下期の生産は81万トン（各企業の生産予定量の15%減）に抑えられる。		
1958,10月-1959,5月	石炭	58年10月以降、58年10月-59年6月の生産計画の15%（大手）、10%（中小）の操短		
1958,10月-1959,3月	カーバイト	58年10月以降、当初計画の30%操短。		
1958,12月-1959,3月	特殊鋼	58年12月以降、全特殊鋼の生産目標を月産43,000トンとし、各社別に生産限度量を指示、そのトレースのために各期の販売価格を届け出させる。		
1958,	自動製塩	58年度末の在庫を適正量（約3.5万トン）に調整することを目標として当初生産計画に対し14.7%減の生産調整目標量を各社に指示。		
1959,8月-1963,7月	石灰窒素			

産業政策とカルテル（石井）

1961,10月-1961,12月	石油製品	原油処理量5%削減。		
1962,1月-1963,6月	特殊鋼	工具鋼・機械構造用炭素鋼・構造用合金鋼・軸受鋼・ばね鋼・ステンレス鋼について、62年1月以降、前四半期比10%減産等。		
1962,2月-1964,3月	紙	62年2月以降、上質紙について、在庫量を60年平均水準に戻すことを目標に、61年1-11月平均生産実績の約1割減の数量とし、輸出見込み量・設備稼働状況等により若干の調整をして生産限度量指示。 62年7月以降、両更クラフト紙の操短指示。 63年2月以降、純白ロール紙・コート紙・セミ上質・雑種紙の操短指示。 63年度に逐次操短緩和し、63年11月にコート紙の、12月にセミ上質・雑種紙の、64年3月に両更クラフト紙・純白ロール紙の、64年4月に上質紙の操短廃止。		監視委員会の設置。委員長は紙業課長、委員は通産省職員または学識経験者。
1962,5月-1963,6月	銅	能力比14.5%減産。		
1962,5月-1963,6月	亜鉛	62年5-6月、能力比8.5%減産。 62年7月以降、能力比16.3%減産。		国際鉛亜鉛会議において、世界的な生産過剰による価格下落防止のため、各国が減産を約し、日本も62年において鉛7千トン、亜鉛17千トンの減産を約す。
1962,7月-1963,6月	鉛	能力比12.5%減産。		前期、亜鉛を参照。
1962,7月-1963,10月	鉄鋼	62年2月以降、中型形鋼が62年1月生産の15%減、厚中板が62年1月生産の5%減の操短開始。62年7月以降、粗鋼が61年10-12月生産の20%減、普通線材が32年6月生産の13%減の操短開始。その後62年末にかけて、それぞれ操短率強化。中型形鋼は、63年1月以降、不況カルテルへ。		62年5月、公販制加盟40社の緊急市況対策委員会総合部会で、7-9月の粗鋼生産を61年10-12月期を基準として20%減産することを確認、通産省了承、公取異議なし。休止平炉の封印なども行われた。
1962,7月-1963,9月	石炭	年間生産ベースで約5,500万トンに抑えるように指示。操短率4%（中小は3%）。		市場別に基準炭価設定。大口需要者である電力業界はその価格で引き取れることを約束。
1965,7月-1966,8月	鉄鋼	64年12月以降、ホットコイルについて、65年6月以降、薄板について、自主減産を軸に、生産調整の行政措置。 65年7月、大手6社社長会で大筋合意、通産省の行政指導と公正取引委員会の了解の上、7月から生産調整。 7月以降、普通鋼圧延用鋼塊について、64年度下期生産量の10%減を基準とする減産体制の強化。	輸入炭割当？	いわゆる「住金事件」の引き金となる。

出所：戦後日本の外貨および資金割り当て政策研究会 [1995]「戦後日本の外貨および資金割り当て政策に関する調査研究」報告書（産業研究所）。原資料は、通商産業省所蔵資料。

日中戦争期に行われた政策と類似している。

その後の勧告操短においても、外貨割り当てが主要な制裁手段として利用された。1955年5月からの操短では、綿紡績操短実施委員会による監視とともに、「原綿割当時において罰則の適用を考慮する」ことが示された。1958年の操短においても、「違反認定基準によって当該工場の登録錘数1000錘に対して原綿2俵ないし1俵の削減」と「その旨の公表」という罰則規定が設けられたのである⁵。

1957年5月11日の通産省繊維局「綿紡績業秩序維持に関する通牒」では、「1日16時間操業、年間操業日数308日以内、1週1休日の週休制の採用」が指示され、6月1日からの実施が勧告された⁶。「実施状況の監視は、業界の強力を得て通産省繊維局及び地方通産局が行うこととなった」。さらに、7月24日、「国際収支改善総合対策に基づき上半期の原綿輸入外貨予算の大幅削減が発表され、綿紡績各社にこれに見合う生産計画の提出を求めることとなった。これにより、1月～7月の生産実績を基準として1か月の生産量を20万梱ベースとし、これに5%のアローワンスをみたものが適正生産量とされたが、9月については経過措置として22万8,000梱、10～11月については21万4,000梱が生産枠として指示された」のである。その後、12月以降も20万梱をベースに輸出割合30%以上の企業に5%のアローワンスを認め、月平均22万1,000梱とすると指示された。しかし、不況の深刻化により19万6,000梱に枠が縮小された。1958年4月、通産省はこれを強化するため、3月20日「綿糸の生産調整について」を出し、一律30%の綿精紡機の減産を実施するとともに従来の操業秩序の維持を厳守するよう指示した。この指示が、第3次勧告操短と呼ばれる。通産省は、実行を図るため、省内に繊維局綿麻業課長を委員長とする「綿紡績操短実施委員会」を設け、操短実施についての細目を審議決定するとともに、監視員によって各工場の操短実施状況の監視に当たさせた。違反に対する罰則としては、1件の違反につきその工場の登録錘数千錘ごとに原綿1～2俵削減の措置が採られた（原綿輸入自由化後は錘の停止という措置に変えられた）。

しかし、そうした不況対策にも関わらず、1958年度に入っても不況が継続し、長期化の様相を示した。操短によって、一時的に綿糸相場は好転したが、輸出停滞と内需不振で1958年6月以降、再び停滞したのである。このため、勧告操短は長期にわたり、繊維工業設備臨時措置法の第三次改正で、1960年8月1日に業界の共同行為による過剰綿精紡機の処理を通ずる生産調整に切り替えられるまで続けられた。

（2）紡績業の労使関係

以上のような勧告操短は、雇用に重大な影響を及ぼした。特に1957-58年に始まる操短の際、紡績業の労使関係が緊迫した⁷。操短による人員過剰に際して、経営者側は、「自然退社、採用人員の中止、臨時休日、配置転換をもって対処した」。これに対して、全繊同盟中央闘争委員会は、1957年8月19日、次の三原則を宣言した。「（1）操短による首切りに絶対反対する。（2）休業中の賃金は全額保障する。（3）ヒモ付離職（失保適用）には絶対反対する」。しかし、

5 宮田満 [1990] 「第4章 国際経済社会への復帰と輸出振興 第4節 外貨割当制度の運用とその産業政策的意義」 『通商産業政策史 6』 p182。

6 宮田満 [1989] 「第3章 国際収支安定化対策と不況対策 第2節 不況対策」 『通商産業政策史 5』 p508-509。

7 繊維年鑑刊行会 『昭和34年版 繊維年鑑』 p27-29。

この三原則を貫くことはできず、化繊、毛紡などでは一時帰休制がとられ、失業保険の適用をうける部門が生じた。この時期、「綿紡十社の操短による過剰人員は、会社の兼営各部門合わせて一時は約一万人といわれ」ていた。全織同盟綿紡部会は、1958年1月、上記の全織三原則による基本方針を決定した。その後、勧告操短の実施が明らかになると同時に、1958年2月、「所属20組合の集団協議の開催を紡績協会に申し入れた」。しかし、「操短開始時期が切迫していたため、10社10組合による集団的談合をもつことに決定し、組合側からは「操短を理由とする離職、希望退職募集には絶対反対する」むねの意向が表明された。結局4月3日から8日の間に、当初計画した人員処理方法によらず、それぞれ2日ないし5日の輪番休日、休業補償は平均賃金の80%で妥結し、また中京5社についてもほぼ同様の措置で妥結した」という。その後、不況の長期化とともに、設備封緘に伴う集中生産という合理化が具体的日程にのぼるに至り、労働者側はさらに譲歩を強いられていく。

この間、とりわけ経営不振の著しかった鐘紡では激しい労使対立が生じた。1957年4月時点で、鐘紡は9億3000万円という大幅赤字を出していた。植民地に積極的に進出しており、軍需工業化に合わせて多角化を進めたことなどから、戦争中の被害が十大紡中最も大きく、戦後借入金依存で発展したため金利負担が膨大なものとなっていたのである。この時期、人事部調査係長であった伊藤淳二（のち社長）は次のように回想している⁸。「当時、鐘紡は戦後最大の危局に直面していた。資本金を上回る（当時鐘紡の資本金四十億円）損失が累積したと言われた。その危局を突破するためには、経営の大手術を必要とした。…その頃、鐘紡の労使関係はその大勢として、協力の代わりに対立があり、信頼の代わりに憎悪があった。その間に何一つ心のとけあうつながりはなく、年々悪化の一路を辿っていた。労使関係を百八十度転換しなければならぬ。…その確信の下に労使関係の転換にとりかかった」。

勧告操短実施中の1958年9月2日、鐘紡経営側は、応急「不況対策」案を組合に提示した⁹。内容は、以下の通りである。1. 綿スフ紡織部門操短による製造原価高を抑圧するため博多工場、東京工場、中津工場を休止し徹底した集中生産を行う。2. 不採算部門対策として山科工場織布部門の即時休止、加工部を淀川へ移設。3. 営業費を圧縮するための本部機構を簡素化する。そのため特別休暇制度を実施する。また、サービス部の全部と意匠課を鐘紡サービス（株）に移管。4. 製造原価圧縮のため、給料賃金の引下を行う。諸手当を削減する。5. 厚生費を縮減する。6. 労使の完全な協力のため「労使懇談会」を設置する。

これに対して、全織同盟と鐘紡労働組合は具体的対策を協議し、「1. 組合員の生活と労働条件に重大な影響を及ぼす事項（工場休止、休職、賃下げ、昇給ストップ）には絶対反対、2. 不況対策の重点を企業努力による業績向上におく、3. 経営者の責任を追求する」という当面の闘争方針を決定した。その後、労使間の少数団交が繰り返された結果、10月14日、経営者側は9月2日提案を白紙に戻した。その後の協議によって、博多、東京、中津工場の休止などが撤回され、労組側も労務費節約などについて歩み寄った結果、10月30日、最終的に次のような合意に至った。「1. 日給者は9%、月給者は10%の賃金控除を、1958年11月より1959年10月まで行う。2. 控除分は権利留保とし、その取り扱い後は日、労使双方協議決定する。3. 期末給と総額分の枠内で控除分の調整を行う。4. 山科工場織布部門は閉鎖し、その他は恒久策と合せて

8 鐘紡 [1988] 『鐘紡百年史』。

9 労働省編 [1959] 『資料・労働運動史 昭和33年』(労務行政研究所) p600-602。

労使双方検討する。5. 満53歳以上の者は一年間特別休暇とし、賃金の80%支給。6. 本部サービス部及び意匠課の鐘紡サービス会社への移管。7. 組合提案の労使協議制度の拡大を尊重し、早期に実現を図る。」

その後、基本的恒久策の協議が行われ、1959年2月13日に、経営側が以下の内容の原案を労組に提案した¹⁰。1. 綿紡工場の整備 (1) 博多工場、中津工場、東京工場を閉鎖。(2) 庄道、中島工場の統合。2. 織布部門の縮小 (1) 山科工場閉鎖、(2) 中間工場織布部門の閉鎖。3. 補足 (1) 右実施に関しては、労働条件の現状維持と完全配置転換を原則とし、細部は労使協議する。(2) 化繊、加工両部門については目下最終案を作成中であり、近く成案を得次第提案するが、とりあえず防府工場過剰人員に対して失保適用する。

これを受けて、2月16日、鐘紡労組は、完全雇用、労働条件の確保、完全な人員配置という三条件と長期完全雇用協定の締結、労使協議制度の確立、年金制度と利潤分配制度の確立という三要素を会社側がのめば、東京の綿紡工場の閉鎖、定期昇給停止等を除く会社合理化案を認める方針を決定した。その後の労使協議の結果、4月28日、次のような内容で決着した。1. 綿紡工場の整備及び織布部門の縮小 (1) 博多工場、中津工場、中島工場を閉鎖する。(2) 東京工場については織布部門を閉鎖する(但し、紡績部門は一万錘を格納する)。(3) 山科工場を閉鎖する。2. 防府工場の過剰人員については、5月1日より失保適用を行う。3. 補足、なお、合理化案実施に関連し、左記の如く取決めた (1) 雇用安定協定について、期間は二カ年(自動延長8ヶ月)。(2) 労使協議制度について、応急策妥結時に設置した労使懇談会を制度化し、労使委員会として発足する。(3) 利潤分配制度について、年間臨給制の実現を目標に労使双方より成る専門委員会を設置する。(4) 退職年金制度について、実施することを目的として労使双方より成る専門委員会を設置する。

『鐘紡百年史』によれば、「昭和三十二年の不況対策を通じて得た教訓は、労使の間に「会社の繁栄は従業員の幸福」という共通の認識が明確になったことであり、不況克服もその理念のもとに取り組み、予想以上の業績の回復を見た」という。その後、鐘紡は合繊に進出し、1963年にナイロン生産、1968年にポリエステル生産を開始する。綿紡績業では、1962年長野工場で連続操業化など合理化を進展させた。人員整理を含む不況対策と合理化の順調な進展の背後に、政府による操短指示が存在していたのである。逆にいえば、行政指導を背景とすることで、企業はようやく人員整理を進めることが可能となったのである。

以上から、独占禁止法と労働三権の保障によって戦前に比して大きく企業活動が制約された環境のもとで、勧告操短という行政指導が人員整理を含む合理化を促進させたものと理解することができる。ただし、戦前のようにカルテルまでも含めた企業活動の自由が復活したわけではなく、また大企業の利害を政府(通産省)が代弁するという透明な関係があったわけではない。次に見るように、利害調整を通して、「国民経済的な観点」が重視され、産業政策に関する合意が形成されていく過程に注目しなければならない。

(3) 綿糸と織物の利害調整

ここでは、通産省の行政指導に対する公正取引委員会の批判を検討する。

1957年の勧告操短の際、公正取引委員会は「最近における繊維業界の勧告操短について」

10 労働省編 [1961] 『資料・労働運動史 昭和34年』(労務行政研究所) p628-629。

という見解を出した。これを受けて、通産省繊維局は、「最近における繊維業界の勧告操短について」に関する通産省の見解」[1957年11月27日]を示す。これらを利用して、公正取引委員会と通産省の見解の対立点を検討する¹¹。

公正取引委員会は、綿紡・スフ綿・人絹系の操短について、いくつかの批判をしているが、価格上昇をめぐる問題を中心に取り上げよう。綿紡の第一次勧告操短（1952年）についての公正取引委員会の批判は次の通りである。生産制限とそれともなう価格上昇に関しては、「綿業界の構造的不均衡に基き、勧告操短は綿布專業者の赤字生産的傾向をますます助成するであろう」、「勧告操短による原糸不足、糸高布安傾向によって不況の圧力が弱小企業者たる織布專業者にしわよせられ、これがため休業、倒産のやむなきに至ったものも少なくない」、「勧告操短により綿布專業者の採算割れ操業の一般化等による苦境が激化された」等々。つまり、中小企業である綿布專業者の利害を侵す可能性のあるものとして、勧告操短が批判の対象となったのである。

これに対して繊維局は、織布業における中小企業の構成比率の高さから「所謂構造的不均衡」が存在することを認めつつ、「それ故にこそ綿布業界の供給過剰、過当競争から醸成される糸高布安現象を是正するのは織布業界それ自体として困難であり、ましてや中小企業安定法が未だ制定を見ていない当時においては極めて困難である。而も綿織物相場の崩落傾向を綿糸相場の上昇傾向の状態において是正することが不可能なことは云う迄もない」としていた。そこで、価格安定のためには「綿紡績段階での操短を行わずして困難であることも自ずから明らかであり、また織布業界の希望もあって、本勧告操短も斯かる見地から実施せられた」。その結果、「綿糸相場の上昇に伴い綿布相場は漸次改善され、綿布專業者の生産も操短当初より漸次改善され、昭和28年5月には黒字となっており、本勧告操短が独り紡績業者の採算改善の効果を挙げるに留るとの見解は不当である」と主張した。繊維局は、勧告操短は、決して綿布業者の利害にとってマイナスになっておらず、却って経営状況が改善したと主張しているのである。

綿紡第二次勧告操短（1955年）について、公正取引委員会は、「綿紡績業者は概して高収益を挙げておったので、綿布業者の合法的な共同行為による解決策は肯定できるが、糸段階での操短は望ましくない」と批判した。これに対して繊維局は、「織布專業者が中小企業を中核とする15,000にもものぼる多数であるため、織布專業者の生産制限をもってしては綿布相場の暴落、織布專業者の採算悪化を防止することは極めて困難で」、「昭和29年に中小企業安定法に基く織布設備制限命令が発動され、同30年初より綿スフ織物調整組合連合会による自主的生産制限が実施されたにも拘らず綿布相場は低下傾向を辿り、綿布專業者の赤字的生産傾向は是正されず、通産省統計によれば綿布專業者の綿布生産実績は却って増加するに至っており、織布專業者の段階での生産制限はその効果を挙げるに至っていないことは明らかであった。而も、採算割れでなかった綿糸相場も漸次悪化し、採算割れ状況を呈し始めた時期において綿糸相場の低落傾向の状態にあっては独り織布段階での操短、実効を挙げるのが困難なをもってしては、綿布相場の改善はますます困難である。この様な諸情勢を勘案して、織布段階での生産制限を補完するために第二次勧告操短が実施されたのであって、輸出振興上、綿製品価格向上、綿布專業者の赤字生産的傾向の改善のため必要止むを得ない措置であったのである」としてい

11 戦後日本の外貨および資金割り当て政策研究会 [1995]「戦後日本の外貨および資金割り当て政策に関する調査研究」報告書（産業研究所）。

る。

同時期、通産省繊維局は、輸出振興のための勧告操短、という論理を前面に押し出していた。「特に輸出に直接関連する織布業者および繊維輸出商社の中小過多性に基因する安値販売競争を規制し、安定輸出の方策を講ずべきであるが、国内生産面での過当競争による国内不況の不安定が、輸出面での安値販売競争を招来し、国際信用の上にも悪影響を与え、日本繊維製品に対する輸入制限等の措置を誘発せしめているので、直接的な輸出関連業者に対する規制措置の実施に当たっては、必要に応じ、それと併行して、その前段階の原系生産部門等における生産数量等の規制を講じなければ、その実効は期し難い」とし、「戦後における綿紡等に対する操短勧告は、正にこの見地に立ってなされたものであって、輸出繊維品の安定輸出を確保するために採られた方策である」と主張している。そして、「この勧告操短は、単なる当該業界の不況克服策としてのみなされるものでなく、むしろ、前述のとおり、輸出の安定を図るためのものであるから、当該業界が独禁法の不況要件に合致するような事態に至る前に実施されてもいるし、またその勧告操短を実施しなければ関係繊維品の輸出の安定は確保できなかった筈である」というのである¹²。

以上のように、1952年の勧告操短の時には、綿糸紡績業に対する対策のみが行われ、中小企業が多数を占める綿織物業への対策はほとんど行えなかった。中小企業安定法の成立により、織物業に対する共同行為の命令が可能となる¹³。その後、1954年初頭から、すでに綿糸の在庫率が急上昇を始めていた（図1）。しかし、綿糸紡績業に対する勧告操短は行われなかった。綿糸に少し遅れて、綿織物の在庫率が上昇し、やがて綿糸のそれを凌いでいく。こうした中で、事態は具体的には次のように展開した。1954年初め、綿スフ織物の相場は低迷し、「出血生産」であった¹⁴。綿スフ織物調整組合連合会（綿スフ調連）の業界では、通産省等に対して、輸出市場の開拓、在庫の買い上げ、糸布の生産制限の実施を要望した。業界がとりわけ強く要望したのが、中小企業安定法第29条のアウトサイダー規制命令の発動である。これに対して通産省繊維局は、実施機構が完備されていないことを理由に消極的であった。このため、織物業界は自由党に陳情した。問題は、同法が実効性の面で不十分であったことである。以前からそうした問題が認識されていたため、1954年5月14日、自由党、改進黨、左右社会党の共同で中小企業安定法の改正案が提出され、6月1日に公布・施行された。改正の主内容は、以下の通りである。1. 生産制限確保のため、数量検査を行うことができる。2. 総合調整計画が認可されたときは、それと同内容の調整規定は認可を要しない。3. 政府の直接統制の29条命令のほか、「調整組合の調整規程に従うべし」という「第二項命令」を発令できるようにする。

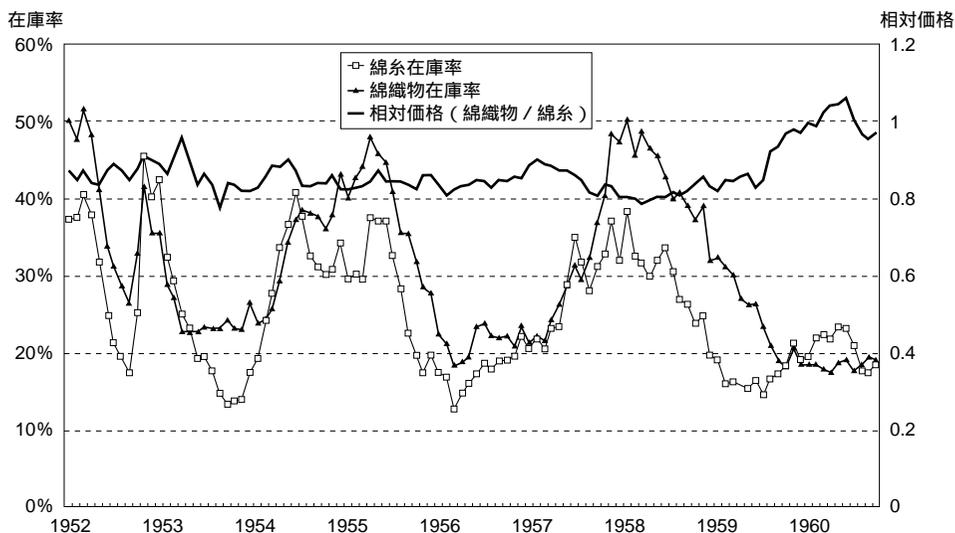
この改正後、通産省繊維局は、設備制限に限って29条命令を発令する動きを示した。これを

12 ほかの資料でも、繊維について「過剰競争による安値輸出の激化、品質の低下、相手輸入商社の買控えといった一連の悪循環をくりかえしている」（p13）、「一般的にいつて繊維品の量的輸出増加を期待することは困難視されておりむしろ、現在の輸出市場の安定的確保と輸出の質的向上をはかることに輸出振興の主眼をおく必要がある」（p41）などの記述がある～通産産業省繊維局繊維輸出課 [1958]『繊維品輸出の現状と問題点』。

13 中小企業安定法は、1953年8月1日に公布・試行された。その後、政府のアウトサイダー命令に関する規定（第29条）の実効力を強化するため、1954年、1955年と続けて改正がなされた。植田浩史 [1991]『第6章 第1節 中小企業の安定化と組織化』『通産産業政策史 7』。

14 繊維年鑑刊行会『昭和31年版 繊維年鑑』p103-107。

図1 綿糸・綿織物相対価格と在庫率



在庫率は、月刊の在庫量 / 生産量。

出所：生産・在庫は通商産業省統計。価格は日本銀行卸売物価。

受けて、綿スフ調達は設備制限・登録などに関する総合調整計画を改正した。これに基づいた発令申請を受けて、1954年11月、通産省は設備制限に関して29条第二項命令を発令した。さらに、1955年1月、綿スフ調達は、総合調整計画に基づいて自主的に生産制限を行った¹⁵。通産省繊維局もまた、これを支持し、1955年1月22日、平均12%の操短をすることを勧告し、さらには紡績兼営織布業者、スフ紡績織布業者など綿スフ調達以外の生産者に対しても「綿スフ織物の生産抑制」に協力するよう求めた。しかし、兼営織布会社は一律12%操短は協力しがたいとして反対した。このため自主操短の効果が上がらず、市況は低迷を続けた。兼営織布部門の反対を理由に、通産省は、生産制限に関する29条命令の発動を控えていた。こうした事態を打開するため、日本綿スフ織物工業連合会（綿スフ工連）は、「一部の反対はあったが、綿紡績の操短を当局に要望することになり、2月14日、繊維局長に綿糸操短12%を要望した」。これを受けて、通産省繊維局では、4月、「綿紡生産制限の実施について」の通牒を出し、綿紡及び織布の12%操短を勧告し、勧告操短を開始した。しかし、その後、綿糸の供給減から織布専門メーカーの苦境は続き、整理会社も現れた。さらに、「さきに綿スフ工連が陳情した綿糸操短の要望は織布専門業者のためのものでなかったと批判するもの」も現れてきた。景気回復とともに綿糸操短への批判が高まり、操短は緩和され、1956年7月以降撤廃されるに至る¹⁶。

以上のように、1955年の綿紡績勧告操短は、織物専門メーカーの利害と調整されながら実施されたのである¹⁷。このため、公正取引委員会からは、「弱小企業に対するしわ寄せ」とい

15 繊維年鑑刊行会『昭和32年版 繊維年鑑』p101-107。

16 繊維年鑑刊行会『昭和33年版 繊維年鑑』p83。また、1956年6月には、繊維工業設備臨時措置法が成立し、繊維過剰設備の処理が図られる。この時、同法の成立を見込んで、大量の「駆け込み」増設が行われた。

う1952年の操短時のような批判はなされなかった。この時期、「1ドルブラウス」など日本の安値の繊維製品の輸出増大が、アメリカで批判的となっていたから、「過当競争」を抑制することで長期的な輸出振興を図るといふ前述のような通産省の政策は、一定の説得力を有していたと考えられる。そこで、公正取引委員会の批判は、「不況カルテル」という独禁法例外規定に基づいた解決方法でなく、法的根拠があいまいな勧告操短によって行われたという手続き面に向けられるようになった。通産省の政策は、確かに「国民経済」的見地を考慮しているかも知れないが、独占禁止政策の基本的なルールに従っていない点で問題であるという批判である。しかし、このことは、逆にいえば、手続き上の疑念はあるが、勧告操短が一方向的に大企業を支援するものではなく、綿糸を消費する中小綿織物業者との利害調整を経た上で、国民経済上有効なものであることに関しては合意が得られたものと認めることができよう。

綿織物と綿糸の価格水準比率の動向をみると、1952年から1953年にかけて若干低下し、1954年前半まで上昇したあと、1957年初頭まで安定的に推移する。1957年前半に若干上昇した後、低下に転じ、1958年半ばまで停滞した後、上昇を始める。1957年6月以降の綿糸生産制限勧告、1958年4月以降の制限強化によって、綿織物の相対価格は若干不利化した可能性はある。在庫率の動向を見る限り、綿織物の生産制限よりも綿糸勧告操短の方がより迅速に効果を現したものと考えられる。しかし、1958年半ば以降、綿織物の在庫率は急速に低下し、相対価格も上昇し始めている（図1）。

勧告操短は、独占禁止法の枠をはみ出し、事実上、実効度の高い、大企業カルテルとして作用したことは確かであろう。しかし、それによって不利化する可能性のある中小企業対策が大幅に考慮されるようになっていったことにも留意しなければならない。結果的には、最終消費者が不利益を蒙ったということになるだろうが、継続的な所得上昇が伴っていたため、その不満もまた顕著なものとはならなかったと考えられる。カルテル原則自由の戦前に比すれば、政府介入によって大企業と中小企業との利害調整が図られ、一定程度独占的レントの発生を認めつつも、そうしたレントが国民経済上の観点（ここでは、輸出振興を通じた経済成長が判断基準となる）から有効活用されるように管理されるに至ったと見ることができる。ただし、どれほど有効活用されたかに関しては、本稿の限りでは十分に実証しているわけではない。

3．輸出会議と中小企業の輸出振興

1950年代末から1960年代後半、日本では輸出振興が特に強力に唱えられ、様々な輸出振興政策が実施された。輸出増大が経済成長 所得倍増の源泉であるとされ、「輸出第一主義」「輸出振興国民運動」に象徴されるように、輸出振興が推進された¹⁸。「輸出第一主義」の政策方針は、1954年に設置された輸出会議に象徴されるように、ほとんどの輸出産業に対する包括的な振興政策の実施という形で具体化された。その際、「限界的産業」であった重工業製品の輸出だけでなく、織物・雑貨など戦前以来の比較優位産業もまた重視された。輸出入取引法と中小企業安定法は、輸出中小企業の組織化を促すための政策であった。カルテルの組織を結

17 最終的に綿紡績勧告操短への合意を形成するために、綿織物生産に対する29条命令発令に通産省が消極的であった可能性も否定できない。

18 輸出振興政策は、直接に輸出産業に関わる政策だけでなく、広義には経済外交・港湾などのインフラ整備・円借款供与なども含む。戦後の輸出振興政策については、白石孝[1983]『戦後通商政策史』（税務経理協会）など。本稿では輸出振興政策のうち直接に輸出業者・輸出品メーカーに関わる政策を取り上げる。

成させることで独占的レントを発生させ、レントをインセンティブとして輸出振興を図ることが政策の狙いであったと考えることができる。

以下では、まず輸出会議について検討し、その後、雑貨輸出振興政策を取り上げる。

（１）輸出会議の設置

輸出会議設置が決定されたのは、1954年9月である。設置理由について、寺村泰〔1990〕は「昭和30年輸出入取引法改正によって認められることになる輸出カルテル、とりわけメーカー間の協定と同様な効果を、とりあえず輸出会議の場を通じて実質的に実現することが課題であった」としている¹⁹。

当時、輸出不振の中で、産業界の輸出意欲をいかに実現させるか、ということが大きな課題となっていた。政府は外貨獲得の要請から輸出振興を重視していたし、産業界でも内需停滞を背景に輸出意欲が高まっていた。しかし、国際競争力の弱さや「過当競争」などの問題が存在し、何らかの政策的手段がなければ輸出増大が困難な状況であった。通産省は、紙・鉄鋼などの商品でメーカーに一定量の輸出を義務づける責任輸出制を構想した。当時の審議会の資料から判断すると、責任輸出制について、通産省は当初「補助金」などのメリット付与は考えていなかった。業界に、一定量の輸出を義務づける行政指導を行い、輸出振興のための特殊なカルテルを形成させようとしたのである。しかし、カルテルの利益が明確でなく、また、強引な輸出振興カルテルに対して公正取引委員会から反対意見が表明され、責任輸出制は実現に至らなかった。

責任輸出制に代わって浮上してきた案が、輸出会議である。輸出会議とは次のようなものであった。まず、政府官僚・民間代表の参加する産業・商品ごとの産業別輸出会議及び商品別部会で輸出目標が決定される。同時に産業界から輸出振興対策が要望され、上部機構の（最高）輸出会議で集約される（表2）。これらの要望をもとに政府内で輸出振興政策の原案が作られ、閣僚懇談会等において決定されるのである。つまり、輸出拡大のための隘路情報を集約し、その対策として動機づけ構造を構築するための情報交換の場であった。前述の責任輸出制が統制的色彩が強いものであったのに対し、輸出会議ではそうした性格が薄められていた。また、責任輸出制がいくつかの商品の輸出振興に限られていたのに対し、輸出会議が網羅的であった点が注目される。この時期、造船、鉄鋼などの輸出振興政策が行われていたが、粗糖リンクや求償貿易など非常手段に頼っていた²⁰ため、内外から批判を浴びていた。このため、1954年9月の「新輸出計画」²¹で、それまでの発展途上国向けのプラント輸出に漫然と期待をかける傾向を廃し、外貨獲得率の高い軽工業などを輸出振興対象として重視する方向への政策変化が表明された。ただし、重工業輸出振興が廃されたわけではない。輸出振興政策をより包括的に行うことが意図されたのである。

19 寺村泰〔1990〕「第4章第6節 輸出振興と輸出秩序の確立」『通商産業政策史6』p286。

20 石井晋〔1995〕「高度経済成長前夜の輸出振興政策 鉄鋼業を中心として」『社会経済史学』第61巻3号、「重点的産業振興と市場経済 戦後復興期の海運と造船」『社会経済史学』第63巻1号。

21 通商産業省〔1954年10月〕『新輸出計画と輸出会議』。

表2 1955年度各産業別輸出会議の要望（当該事項について要望している部会数）

総部会数	農水産 6	鉄鋼 5	重機械 8	軽機械 8	化学品 8	窯業 5	軽工業 13	繊維 5	紙パ 4	鉱産物 7
(1) 商社の育成強化	1		2	3	8	5	13	4		
(2) 輸出入取引法の改正等	2	1	1	5	8	5	13	2	4	6
(3) その他の安売り防止措置	2		1	3		2	3	4	1	
(4) 企業の合理化近代化	2		2	4	3		13			1
(5) その他の産業政策	3			4	2		3	3		1
(6) 労働基準法の緩和				1		1	13			
(7) 試験研究の充実	1		2	5	1		1			
(8) JISの制定改善等			2	5	1		1	1		
(9) 輸出検査制度	1		2	3	1	1	4	2		
(10) 意匠登録研究等					1	1	13	3	4	
(11) その他の輸出力の育成	1		7	5	2		5	4		
(12) 市場調査	1		4	7	8	5	13	3	4	5
(13) 海外宣伝	2		5	7	8		13	3		5
(14) 駐在員派遣	1			6		1				
(15) 重機室の運用			1	3						
(16) JETROの運用				2	1					
(17) 商用渡航の簡易化			3	2	1	1	13			
(18) 経済外交強化			1	3	3			2		
(19) 商務官制度の強化			3	1	8	5	13			
(20) 通商協定の締結等	4		3	4		5		2		6
(21) 通商協定品目に掲上	1		3	4	5	1	4	3		2
(22) 中共貿易(共産圏)の推進	1		3	5	8	1	4			4
(23) 輸出金融円滑化			4	8	2		1	4		5
(24) その他の金融円滑化	3		2	6	4	3	13			3
(25) 輸銀の制度改善			6	5						
(26) 輸出所得控除制度の改善			5	5	8		13			5
(27) 輸入原材料の減免税			1	1	1	1	4			
(28) その他の税法上優遇措置	1		3	4	2	2	13	1		
(29) 輸出保険制度の改善	1		3	4				1		
(30) 資材の特別価格での確保	6	1	6	2	8	3	8	2		4
(31) 加工貿易制度拡充	3				2	1	4			
(32) 特殊貿易制度			3	5	3	2	1	4		1
(33) 運賃の引き下げ等	2		2	2	2	1	5			
(34) 表彰制度の採用			1	1			13			
(35) 貿易管理制度の改善	1		1	6	2		3	1		3
(36) B/P制度の実施	1			1	1	2	1	2		1
(37) 委託販売制度の拡充			1	3	2	1				
(38) 相手国の関税引き下げ	6		2	5	3	1	6	2	1	3
(39) その他			1	2	3	1	3	1		

出所：通商産業省「昭和30年度輸出目標及び輸出振興対策総括表」

注：各部会は次の通り。農水産物～農畜産・水産・缶詰・食品・油脂、鉄鋼～普通鋼・亜鉛鉄板・二次製品・特殊鋼・フェロアロイ、重機械～船舶・木造船舶用内燃機関・鉄道車両・産業機械・繊維機械・重電気機械・自動車・電気通信機械、軽機械～ミシン・光学機械・農機具・軽電機機械・自転車・内燃機関・鉄管継手・一般軽機械、化学品～無機化学品・ソーダ・有機化学品・化成品・化学肥料・油脂製品・医薬療品・映画、窯業品～セメント・ガラス・陶磁器・珪酸鉄器・工業用窯業製品、軽工業品～建築資材・玩具・文房具・レコード楽器運動具・喫煙具・身辺細貨・人造真珠・造花・生活用品・木竹製品・日用金属製品・ゴム・皮革、繊維品～綿糸布・毛麻製品・絹織・生糸・二次製品、紙パルプ～洋紙・板紙・和紙・セロファン、鉱産物～電線・伸銅・アルミ地金・軽金属圧延・チタニウム・ニッケル・硫黄

（２）輸出会議の機能

以下では、中小企業輸出振興政策を中心に、輸出会議の機能を検討する。

輸出会議において決定された各産業の輸出目標と実績は、表３の通りである。合計数値は1961年度、1967年度の２度、実績が下回っている。どちらの年度も、目標が実績を下回ったこと（ないしそれが予想されたこと）が原因となって、２度の輸出会議が開催された。また、たとえば陶磁器輸出について「昭和35年の輸出会議は、陶磁器部会において業界待望の一億ドル輸出目標を決定し、業者一丸となって目標達成に邁進することとなった」と記述する資料がある²²。目標は、努力を鼓舞するとともに、隘路を発見して対処するための一つの基準となっていたものと考えられる。

輸出会議で議論の中心となったのは、繊維・雑貨・軽機械など中小企業性の強い輸出産業に対する振興政策とプラント輸出対策であった。輸出中小企業を対象とした政策として、たとえば、1962年上期の輸出会議（5月11日）で強く要望され、1962年6月15日から実施された特定中小企業輸出振興融資制度がある²³。これは、第一に長期輸出契約に基づく輸出の振興を目的とし、第二に特定中小輸出産業の高度化を図ろうとするものであった²⁴。このうち、前者の長期輸出契約に基づく輸出振興は、外国の輸入業者もしくは製造業者と日本の輸出業者もしくは製造業者との間に長期の輸出契約が結ばれており、契約履行のために設備投資が必要な場合、中小企業金融公庫の融資対象（貸付金利5000万円、3000万円まで7.5%程度の特別金利）とする制度であった。しかし、契約期間1年以上、受注額（数量または金額）がその企業の最近年次の当該品目の年間生産高（販売高）の50%以上、などの厳しい条件を満たすことが求められた。

これに対し、1962年度下期の産業別輸出会議で、条件緩和が要求された²⁵。11月12日の繊維品輸出会議で「現行の特定中小企業輸出振興融資制度（低利の設備資金）について、下請企業の融資対象への追加、長期輸出契約に基づく受注額の生産額に対する比率の改善」などが求められた。11月16日の軽工業品輸出会議においても、身辺雑貨部会長から「（1）下請企業を融資対象に追加すること、（2）長期輸出契約に基づく受注額の生産額に対する比率を50%から30%に引下げること」が要望されている。要望に基づいて、1962年12月に制度の改正が行われた。長期輸出契約受注額の生産額に対する比率が30%に緩和され、一定の条件を満たす第一次下請企業も融資対象に加えられたのである²⁶。

また、1960年頃以降、若年労働者の不足が、中小企業に深刻な問題となりつつあった。そのため、特に軽工業品輸出会議などにおいて、若年労働者の確保対策がしばしば要望された。これに対し、「当省（通産省～筆者）および労働省においてそれぞれの地方機関に指示し、都道府県の労働部および商工部において緊密に連絡し、輸出比率の高い企業（特に、繊維二次製品、

22 日本輸出陶磁器史編纂委員会 [1967] 『日本輸出陶磁器史』（名古屋陶磁器会館）p112。

23 通商産業省通商局 [1962年11月5日] 「昭和37年度上期輸出会議以降とられた輸出振興策」。

24 中小企業金融公庫総務部 「特定中小企業輸出振興融資制度の取扱手続、運用等について」 『中小企業金融公庫月報』 [1962年6月]

25 前掲、通商産業省通商局 [1962年11月27日]

26 「特定中小企業輸出振興融資制度の一部改正」 『中小企業金融公庫月報』 [1962年12月]

表3 産業別輸出会議目標及び実績の推移

単位100万ドル

年度	農水産物	鉄 鋼	重機械	軽機械	化学品	窯業建材	軽工業品	繊維品	紙・パルプ	鉱産物	その他	総 計
1959 目標	349	318	697	160	171	124	328	981	30	37	191	3385
実績	401	309	579	312	147	137	440	1043	29	38	178	3613
達成率	115%	97%	83%	195%	86%	110%	134%	106%	97%	103%	93%	107%
1960 目標	403	407	641	333	178	154	490	1118	40	44	292	4100
実績	383	452	627	382	151	153	492	1177	42	45	213	4117
達成率	95%	111%	98%	115%	85%	99%	100%	105%	105%	102%	73%	100%
1961 目標	391	478	734	456	195	146	516	1226	56	52	290	4540
実績	416	437	715	480	203	153	521	996	49	49	304	4322
達成率	106%	91%	97%	105%	104%	105%	101%	81%	88%	94%	105%	95%
1962 目標	434	501	860	564	228	179	568	1195	65	58	338	4990
実績	459	618	866	571	247	175	573	1217	41	56	188	5010
達成率	106%	123%	101%	101%	108%	98%	101%	102%	63%	97%	56%	100%
1963 目標	479	560	996	657	283	193	605	1281	55	71	222	5371
実績	472	726	1056	685	312	204	629	1226	73	72	181	5636
達成率	99%	130%	106%	104%	110%	106%	104%	96%	133%	101%	82%	105%
1964 目標	499	751	1523	786	366	220	690	1304	89	88	217	6532
実績	490	1029	1539	865	403	230	747	1436	72	99	277	7187
達成率	98%	137%	101%	110%	110%	105%	108%	110%	81%	113%	128%	110%
1965 目標	515	1061	1946	1018	484	248	817	1545	91	96	445	8530
実績	509	1365	1813	1182	572	240	871	1517	79	139	438	8726
達成率	99%	129%	93%	116%	118%	97%	107%	98%	87%	145%	98%	102%
1966 目標	545	1340	2188	1334	667	85	1110	1599	95	119	681	9763
実績	526	1325	2283	1582	678	104	1146	1686	95	134	402	9961
達成率	97%	99%	104%	119%	102%	122%	103%	105%	100%	113%	59%	102%
1967 目標	529	1417	2760	1768	759	109	1230	1773	100	124	593	11162
実績	601	1399	2736	1815	737	120	1228	1633	99	161	248	10777
達成率	114%	99%	99%	103%	97%	110%	100%	92%	99%	130%	42%	97%
1968 目標	627	1582	3271	2270	887	129	1377	1744	114	179	596	12777
実績	637	1860	3472	2366	892	135	1437	1973	129	222	594	13717
達成率	102%	118%	106%	104%	101%	105%	104%	113%	113%	124%	100%	107%
1969 目標	674	2185	4040	2779	1052	150	1588	2165	147	250	800	15830
実績	653	2390	4379	3230	1169	162	1660	2221	169	207	572	16812
達成率	97%	109%	108%	116%	111%	108%	105%	103%	115%	83%	72%	106%
1970 目標	705	2716	5007	3836	1386	177	1826	2411	192	225	741	19222
実績	708	2978	5816	3848	1385	182	1788	2343	196	250	767	20261
達成率	100%	110%	116%	100%	100%	103%	98%	97%	102%	111%	104%	105%

出所：日本経済新聞

注1：1965年度の輸出目標の総計は、調整額266百万ドルを含む。

注2：1966年度以降、内燃機関・産業車両部会が軽機械から重機械へ、陶磁器部会が窯業建材から軽工業へ異動。
その他、産業別会議内で若干の部会改廃が行われた場合がある。

陶磁器、雑貨等の小中企業)から求人があったときは、しかるべく配慮することとし、その実施要領について、7月に、労働省から地方機関に通達した」という²⁷。以上のように、輸出会議は、輸出中小企業の利害を汲み上げる機関としても一定の役割を果たしていたのである。

27 前掲、通商産業省通商局 [1962年11月5日]

（3）輸出雑貨産業の振興

『通商白書』や『雑貨統計年報』で「雑貨」とされているものは、具体的には、玩具・洋食器・洋傘・文房具・運動用具・はきものなどである。雑貨は1955年代後半から1960年代末にかけて総輸出の10%前後をキープしていた（図2）。また、生産額（出荷額）の半分以上を輸出が占める産業が多い（表4）。主要輸出先のアメリカにおける日本製品のシェアは、次第に発展途上国に追い上げられてきていたとはいえ、極めて高かった。

輸出雑貨産業においては、メーカー間および輸出業者間のそれぞれで激しい競争が繰り広げられていた²⁸。金属洋食器やシガレットライターでは、アメリカ市場に対して「集中豪雨的」輸出が行われ、一方で貿易摩擦の要因となり、他方でバイヤーによる買いたたきによって「過当競争」が激化し、それがさらなる価格低下、品質低下をもたらすという悪循環が生じていると認識されていた²⁹。メーカーについては中小企業安定法とその後の中小企業団体法に基づいて、輸出業者については主に輸出入取引法に基づいて、種々の共同行為が行われた³⁰。輸出入取引法による協定は、繊維品や軽工業雑貨品が大半を占める（表5）。雑貨については、1954年9月に日本雑貨輸出組合（1966年5月23日に日本軽工業製品輸出組合に改称）が設立され、玩具・金属洋食器・電球・履物など20の商品別部会に分かれ、1960年代半ばにおいて800余の輸出業者を組合員としていた（設立当初は350余）³¹。1963-64年頃の雑貨輸出の輸出入取引法の規定に基づく協定は、19の品目（ディナーウェア、人造真珠、洋傘、ゴム底靴、シガレットライター、野球用グローブミット、金属洋食器など）で、価格・数量・意匠・実用新案などについて行われていた。同時期の中小企業団体法に基づく雑貨商品の規制は、8の品目（輸出金属洋食器、輸出洋傘、輸出シガレットライター、輸出双眼鏡ケースなど）で、生産数量・出荷数量などについて行われていた³²。

協定は自主調整を基本とし、不十分な場合には政府が介入した。たとえば、陶磁器ディナーウェアについては、1953年6月に輸出入取引法による価格規制品目となり、1963年4月に中小企業団体法による北米向け数量制限とメーカー側の最低価格が協定された。しかし、1964年に「磁器ディナーは愛知県下にアウトサイダーの工場ができたほか、同連合会を組織している東海三県以外の地区で磁器ディナー工場をつくらうとする動き」があったため、日本輸出陶磁器完成工業組合連合会はアウトサイダー規制を行う方針を決定し³³、通産省に対して規制発動を申請した。これを受けて通産省は、1964年11月に北米向け磁器ディナーウェアの生産者に対

28 通商産業省軽工業局日用品課編 [1960]『雑貨ガイドブック 1960年版』（通商産業研究社）p24-27など。

29 古谷陸（ジェット口調査課）「過当競争と買叩きの問題点」『通商産業研究』[1958年5月]

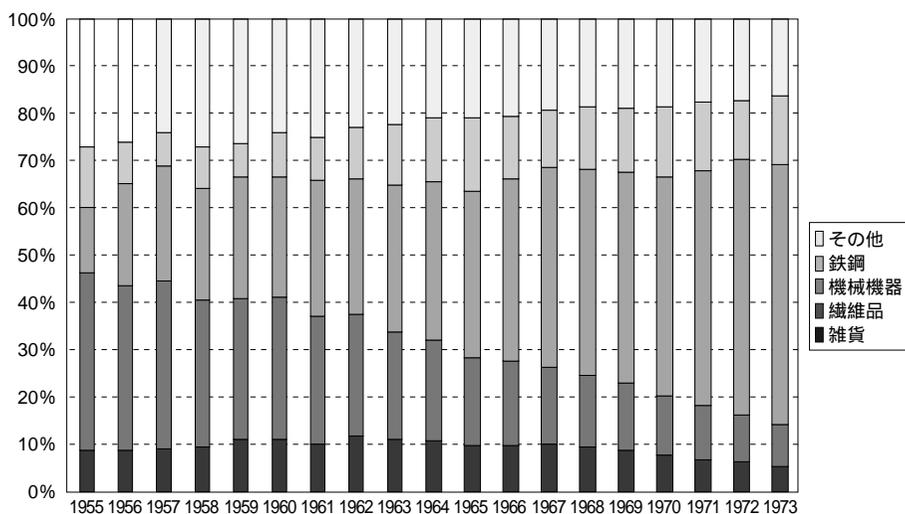
30 『通商産業省年報』[1961年度] p87, 白井明 [1993]「第8章第4節 基本法制定後の中小企業政策」『通商産業政策史11』など。輸出入取引法は、1952年に輸出取引法という名称で制定された。これは、輸出業者間の調整のための組合設立、数量協定・価格協定などの締結を認める法律である（一定の範囲内で独占禁止法適用除外）。のちに幾度か改正され、生産業者を含めた協定、また調整が困難である場合の政府によるアウトサイダー規制命令の発動ができるものとされた。前掲、寺村泰 [1990] このほかの対策として、輸出貿易管理令による規制もある。

31 通商産業省繊維雑貨局雑貨第1課・第2課編 [1968]『雑貨ガイドブック』（富士弘報社）p35。

32 通商産業省軽工業局化学品雑貨輸出課監修・雑貨輸出研究会編 [1964]『日本の雑貨輸出』p92-97。

33 『日本経済新聞』[1964年5月23日朝刊]

図2 輸出商品類別割合



出所：大蔵省通関統計

表4 日本の雑貨輸出

(1) 雑貨の輸出比率 (1967年)

単位百万円

	生産額 (出荷額)	輸出額	輸出比率
金属洋食器	13245	10353	78.2%
陶磁器製食卓用品	45559	22866	50.2%
ゴム製はきもの	44737	12709	28.4%
玩具	85293	54430	63.8%
シガレットライター	13000	8620	66.3%

出所：1969年『通商白書』p174

(2) アメリカ合衆国輸入に占める日本商品のシェア

	年	日本製品のシェア	主要競合国とシェア
ゴム・プラスチック履物	1964	89.5%	カナダ 2.0%
	1965	85.0%	韓国 6.8%
	1966	76.5%	韓国 12.3%
電動玩具	1964	87.7%	香港 11.9%
	1965	78.7%	香港 19.1%
	1966	77.3%	香港 20.4%
金属玩具	1964	67.8%	香港 19.4%
	1965	65.3%	香港 17.2%
	1966	56.1%	香港 28.7%
金属洋食器 (オールステンレス鋼製)	1963	92.9%	
	1964	91.1%	
	1965	78.4%	

出所：通商産業省繊維雑貨局雑貨第1課・第2課編『雑貨ガイドブック』
(1968富士弘報社)

表5 輸出入取引法に基づく協定締結状況（1961年4月現在）

			全貨物	繊維品	重工業品	鉱工品	農水産品	軽工業雑貨品	計
輸出協定	輸出組合		0	37	7	1	12	26	83
	輸出業者		1	41	2	0	2	0	46
	小計		1	78	9	1	14	26	129
国内協定	輸出組合	組合員の協定	0	0	0	0	3	1	4
		生産業者との団体協約	0	0	1	0	0	1	2
	輸出業者	輸出業者との協定	0	1	0	0	0	0	1
		生産業者との協定	0	0	0	0	0	0	0
	生産業者		0	12	7	4	0	13	36
	小計		0	13	8	4	3	15	43
計			1	91	17	5	17	41	172

出所：『通商白書』

する、アウトサイダー規制命令（数量規制）を発動した³⁴。

また、金属洋食器に関しては、アメリカでの輸入制限運動に端を發し、1957年7月に日本輸出金属洋食器調整組合が設立され（1957年11月に日本輸出金属洋食器工業組合に改組）、1957年9月に出荷の自主調整が始められ、1958年9月には価格規制と一手買取制度を実施、1960年1月には生産数量の制限を実施、その後も調整活動を続けた³⁵。さらに、中小企業団体法に基づいて、輸出向け金属洋食器調整規則（通商産業省令第87号）が定められ、第7条で「通商産業大臣は、毎生産調整期間、事業者ごとに、調整地域別に、次の式（略）により算定した数量を生産調整数量として割り当てる」とされた³⁶。もっとも、後述するように、調整は極めて困難であり、効果は必ずしも良好ではなかった³⁷。

輸出雑貨産業の「過当競争」の背景として指摘されていたのが、その前近代性である。前近代性とは、企業設備の貧弱性だけでなく、メーカー・問屋関係など制度的な側面も含む。輸出業者の濫立による「過当競争」が、メーカーに対する安値要求となり、メーカーは問屋に対する従属性が強いのでこれに応じないわけにいかない。したがって「過当競争」はますます激しくなる。このため輸出雑貨産業の零細性が解消されず、設備等の近代化が進まないというので

34 前掲、通商産業省繊維雑貨局雑貨第1課・第2課編 [1968] p443。

35 同上書p33-34。

36 『燕市史 資料編（近現代編）』 [1989] p429-439。

37 「こんな努力（組合による生産調整を指す 筆者）をするよりは、むしろ自由競争で推し進めたらと思うことすらある。しかし、しかしである。自由競争の過程において、当然に優勝劣敗の法則が働くとすれば、そこに生ずる犠牲を、どこでどうして吸収するかという問題になると、問題が中小企業であるために、事態はきわめて深刻なものになる。結局はどこかに吸収するという確信は、日本経済のどこをつついていてもいまのところ出てこない」～前掲、通商産業省軽工業局日用品課編 [1960] p26。

ある³⁸。金属玩具工業の事例では、玩具製造の際に何種類もの金型が必要となるが、メーカーはこのための資金を負担することができない。そこで、問屋が金型を貸与したり、金型代金を貸付けるなどの援助をしていた。このような問屋に対する従属性のために、価格決定権はほとんど問屋に委ねられ、メーカー側は安値要求に抵抗することができなかつた³⁹。前近代性を克服するためには、組織化政策だけでは不十分であると考えられた⁴⁰。また、1960年代初めから、人造真珠、造花、皮革製品などで香港・台湾・韓国等の発展途上国の追い上げがあり、一方で国内の若年労働力不足による急速な賃金上昇があつたため、従来からの低価格・低品質製品では対抗できなくなりつつあつた。そこで「世界市場における高級品市場の分野に進出することが、雑貨輸出業界に課せられた大きな課題」となつたのである⁴¹。したがって、長期的な視点から、輸出雑貨産業の構造改革に取り組むことが必要とされた。その際、一つのキーワードとなつたのが「高級化」である。そうした政策の一つに、前述の中小企業金融公庫の特定輸出振興貸付がある。輸出会議で強く要望され、1962年6月15日から実施された。ここでは特定輸出産業の高度化（雑貨・繊維等の高級化の推進）という目的に注目しよう⁴²。15業種が対象として列挙された⁴³。実際に貸付対象となる業種は、中小企業業種別振興臨時措置法による「改善事項」が策定された業種であり、製品の高級化に貢献するような指定機械が融資対象となつた⁴⁴。この制度の貸付額は表6の通りであり、1960年代後半には急速に増大している。問屋制から零細企業を脱却させ、少数の意欲的な企業が自律的な活動を行うように動機づける制度であつたと考えることができる。

38 同上書p22-24。第2章で検討したように、このような認識は戦前以来のものである。

39 「製品の売行については十分見込みがある場合でも業者は型資金を牛耳られているばかりに不利な条件で価格契約に応じている事も多い」～東京都経済局 [1956]「金属玩具製造業の実態分析」。その他、中小企業庁・地方調査機関全国協議会共編 [1957]『輸出中小工業の実態調査』（東洋経済新報社）、通商産業省軽工業局雑貨第二課 [1964年9月]「金属製おもちゃの製造業実態調査報告書（中小企業近代化促進法）」等。

40 安値輸出に関して、「この面を少しでも改善するために、輸出管理面においてチェックプライス制を採用したり、輸出取引法による協定を締結したりしているが、日本の輸出の体制上どうもあまり効果があるとは思えない」～前掲、通商産業省軽工業局日用品課編 [1960] p23。

41 通商産業省軽工業局化学品雑貨輸出課監修・雑貨輸出研究会編『日本の雑貨輸出』[1964] p18。

42 古田徳昌（中小企業庁指導部指導課課長補佐）「特定中小企業輸出振興融資制度のもつ政策的意義について」『中小企業金融公庫月報』[1962年6月]

43 中小企業金融公庫総務部「特定中小企業輸出振興融資制度の取扱手続、運用等について」『中小企業金融公庫月報』[1962年6月]

44 実際に貸付対象となつた業種は、金属洋食器・造花・織物・メリヤス・縫製品・染色整理（1962年6月）、陶磁器・人造真珠・金属玩具（1963年4月）、喫煙具・作業工具・洋傘骨（1966年4月）である。『中小企業金融公庫二十年史』[1974] p179,389。

表6 特定輸出貸付の推移

単位は、件および百万円

年度	直接貸付				（参考）特定機械貸付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1963	189 (118)	2701 (1938)	124 (102)	545 (485)	225	4680
1964	150 (92)	2258 (1552)	65 (59)	353 (339)	174	3815
1965	197 (127)	3380 (2450)	35 (34)	159 (158)	132	2945
1966	257 (164)	4306 (3174)	29 (26)	176 (169)	100	2378
1967	279 (171)	5284 (3594)	20 (17)	124 (106)	131	2975
1968	272 (174)	5858 (4101)	18 (16)	131 (125)	155	3766
1969	383 (235)	9323 (5969)	38 (23)	454 (170)	130	3475
1970	333 (196)	8060 (4812)	19 (17)	138 (126)	149	4528

()内は、特利適用高で内数

『中小企業金融公庫二十年史』（1974）p388-391による

（4）組織化・製品高級化政策の効果

ここでは、主な雑貨商品の価格・高級化指数（図3）やいくつかの調査報告を手がかりに政策効果について予備的な検討を行う⁴⁵。本格的な検証は別の機会に委ねたい。

（a）金属玩具

高級化指数は持続的に上昇し、1960年代半ばの一時的停滞の後、急速に上昇している⁴⁶。価格指数はほとんど動いていない。この商品は流行が大きく作用し、ちょっとしたアイデアが爆発的ヒット商品を生む。商品の種類も多く、強力な組織化が行われた形跡はない。一方、各企業とも高級化の必要は強く意識していた。1965年の中小企業金融公庫の玩具工業に対するアンケートで「今後の対策」として、第一に「品質向上・高級化」が挙げられている⁴⁷。1968年の東京商工会議所の調査⁴⁸では、「各種玩具及び関連部品」企業の輸出採算状況（サンプル数144社）は、「収益があがっている」50.7%、「ほとんど収益は上がっていない」43.1%である。

45 組織化政策の効果として、独占力形成による価格上昇、共同販売等によるコストの低下、濫売防止による品質保証 需要増大、といった効果が指摘されることがあり、価格上昇だけが組織化の成功を意味するわけではない。Andrew R. Dick [1992] "The Competitive Consequences of Japan's Export Cartel Associations" Journal of The Japanese and International Economies Vol.6, p275-298.

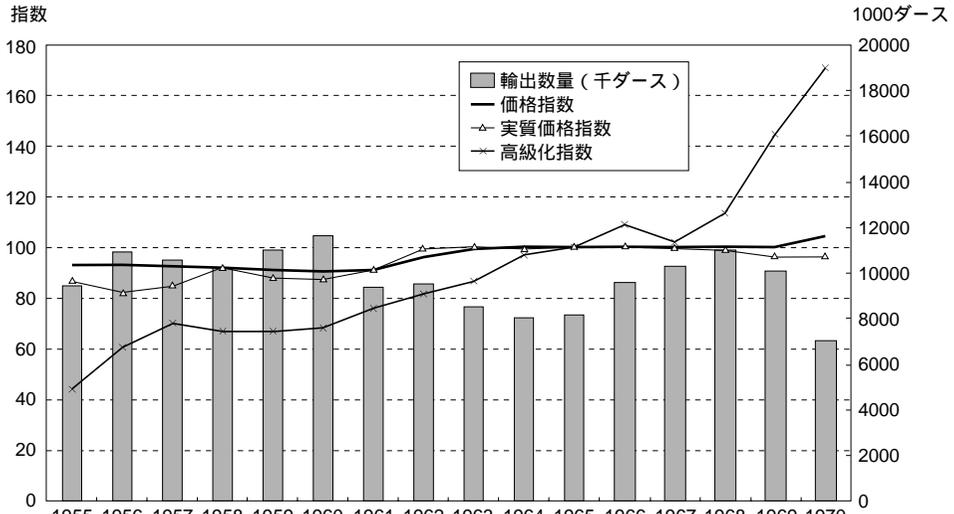
46 単価の高い電動玩具の金属製玩具輸出合計に占める割合が1965年の46%から1970年の61%へと上昇している（東京輸出品工業共同組合調べ）、など。

47 これに次いで「技術・デザインの高級化」「経営合理化」が挙げられている～「輸出雑貨工業の現状と問題点」『中小企業金融公庫月報』[1965年7月]

48 東京商工会議所「転換期にある輸出中小企業 特恵関税問題に関連して」[1969年2月]

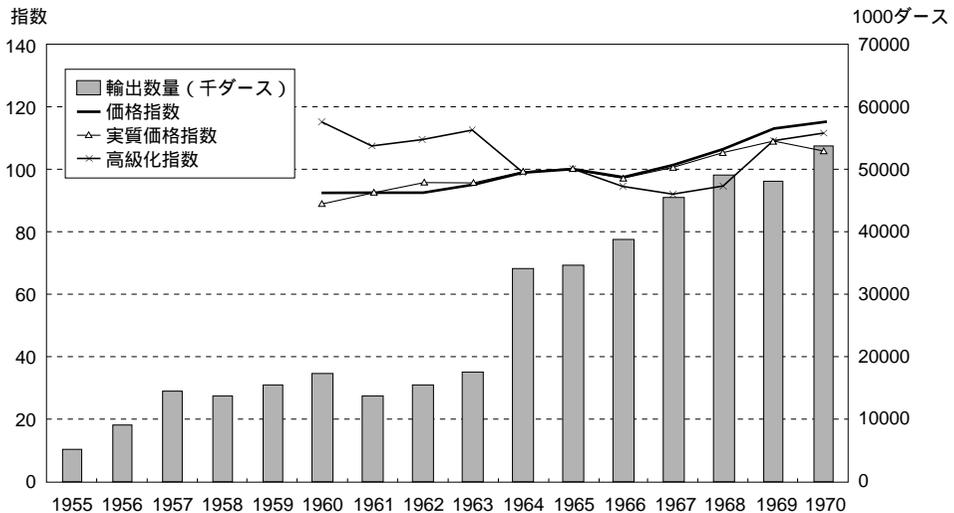
図3 輸出雑貨の価格・数量

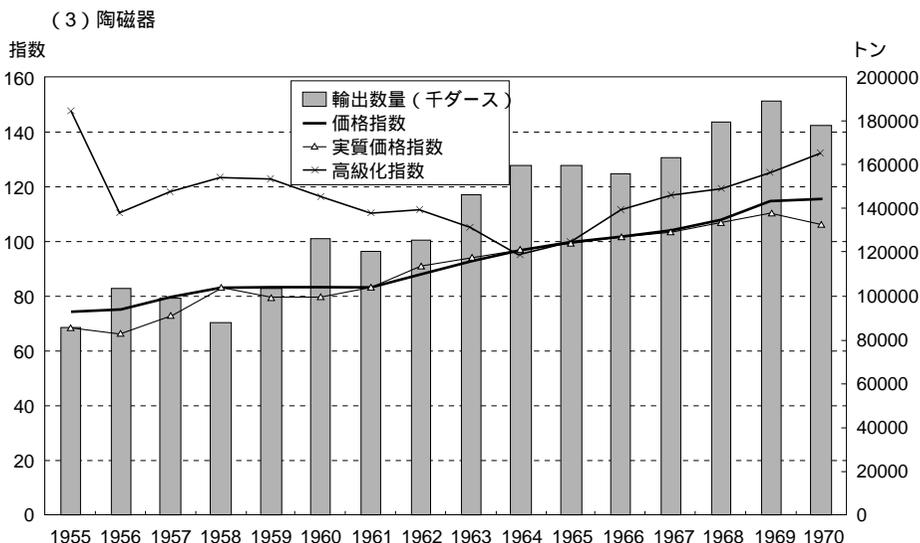
(1) 金属玩具



価格指数は、日本銀行『輸出物価指数年報』『物価指数年報』（1965年基準）。実質価格指数は、価格指数を一般輸出価格指数で除した値高級化指数は、通商産業大臣官房調査統計部編『日用品統計年報』『雑貨統計年報（日用品・陶磁器等編）』『窯業統計年報』の輸出金額を輸出数量で除すことによってまず輸出単価を算出し、この輸出単価を価格指実質価格指数で除すことによって算出した。

(2) 金属洋食器





輸出収益性が低いと回答した企業（69社）は、その理由について次のように回答している。「国内同業メーカーとの競争が激しいから」40.1%、「外国企業との競争が激しいから」26.1%、「輸出業者等に低価格で買い上げられるから」21.7%。「過当競争」が一部に残存している様相が窺える。しかし、品質向上と新製品開発のために「自社の技術陣による独自の研究開発」を行っている企業が46.3%に達している。1972年の国民金融公庫の調査⁴⁹は、日本の玩具は「国際市場では、西ヨーロッパの洗練された伝統的玩具と、東南アジアの安価な玩具の」中間に位置していると指摘する。また「大手製問や大手メーカーが製品開発力を強め、玩具自体高級化の傾向を示しているため、ちょっとしたアイデアぐらいでは通用しなくなっていることや玩具においても、技術が重用しされつつあり、「最近の新規参入の条件は非常にきびしくなっており、特に完成品メーカーとしての開業の増加率は低下している」。一方で複雑な下請構造によって「各メーカーの経営」が「零細なまま」ととどめられ、「多くの生業的メーカー」も存続し、全体が改善されたわけではなかった。

1964年初めに、中小企業金融公庫が特定輸出貸付の利用効果について座談会を開いている⁵⁰。この席で金属玩具企業の代表者（松代玩具工業株式会社）が、特定輸出貸付によって「自家製金型の確立のための設備」を導入したところ「納期の短縮、品質の向上（外注ロスの減少）等、生産のスピードアップ化に多大の貢献をはたし」と証言している。しかし、「私の知る範囲では金属玩具業界における指定機械設備は、工作機械（金型を作る部分）と、合成樹脂の機械だけでありまして、この分野での合理化しかなかく、これを設置できる企業は、ほとんど少数である故、利用範囲は極限されている状態である」と述べている。効果がもたらされた場合もあったが、その範囲が限られていたのである。

50 「座談会 特定中小企業輸出振興融資制度の利用効果」『中小企業金融公庫月報』[1964年2月]

(b) 金属洋食器

高級化指数は停滞的である。価格指数は、1960年代中頃を除いて上昇を続けている。東京商工会議所の燕市の調査では「各企業とも自社の割当数量の拡大に全力を傾注し、なかには自社枠を拡大するため新たに企業を設立するものも見られ」、「輸出取引による採算状況は良くない」と記されている⁵¹。また、設備投資が盛んであり、1966-67年の新潟県の別の調査によれば、「当産地の設備近代化にはめざましいものがあり、輸出産業の大きな基盤ができつつある」と指摘されている。設備投資のための長期借入金として、中小企業金融公庫が重要な役割を果たしている⁵²。恐らく、1960年代前半までになされた組織化によって、価格上昇は徐々に実現していった。そして、この蓄積と政府の金融支援によって旺盛な設備投資が行われ、生産数量・輸出数量が急速に伸びた⁵³。また、新潟県の調査では、低級品生産を縮小して高級品のウエイトを高めようとしている企業がかなり多いとされている⁵⁴。しかし、「技術能力水準が低い」「需要が少ない」「デザイナーの不足」「資金力の不足」などが、高級品化への隘路として指摘されている。高級化に関しては、1960年代にはほとんど進まなかったのである。

(c) 陶磁器

1950年の十日会によるディナーセット価格の協定、1951年のチェックプライスの設定、1952年の日本陶磁器輸出組合設立、1953年6月、輸出入取引法に基づく対米ディナーセット最低輸出価格・輸出数量制限協定など、組織化が進行し、前述のように1964年にはアウトサイダー規制が発令された⁵⁵。組織化政策が最も盛んに行われた品目といってよい。図によれば、価格指数は1950年代末～1960年代初頭を除いて、持続的に上昇している。高級化指数は、1960年代前半まで下落した後、上昇に転じている。この間、輸出数量は、1960年の12.6万トンから、1970年の17.8万トンへと増加している⁵⁶。前出の東京商工会議所の調査（陶磁器については岐阜県多治見市が対象）でも、輸出秩序は概ね維持されていると記されている。しかし、同じ調査で、輸向け商品の採算は、国内向け商品に比べてあまり良くないという結果が報告されている。

具体例を見ると組織化はかなりの程度実効的であった。1951年の米メタスコ社と日本窯工貿易会社のディナーセット安値契約をめぐる問題では、通産省の裁定によって契約が解消され、業界内「輸出統制派」が勝利した。1954年の「バンブー・チャイナ」規定価格以下の対米安値輸出は、輸出規制を主張する白素地業者（主にディナー・セットなどの高級品）と輸出促進

49 佐藤正美（国民経済協会）「玩具製造業」国民金融公庫調査部『調査月報』[1972年6月]

51 前掲、東京商工会議所[1969年2月] p93。

52 新潟県商工労働部中小工業課[1967年3月]「燕金属洋食器産地診断報告書」p69。この調査では83企業の長期借入金合計3億8690万円のうち44%にあたる1億6844万円を中小企業金融公庫からの借入が占めている。

53 輸出数量は、1960年の1740万ダースから、1970年の5392万ダースへ増加した。通商産業大臣官房調査統計部編「日用品統計年報」「雑貨統計年報（日用品・陶磁器等編）」。

54 新潟県燕産地構造改善研究会「燕産地実態調査報告書 産地構造改善への道」（1968年7月）p102-103。

55 前掲、日本輸出陶磁器史編纂委員会[1967]、三井弘三[1980]『昭和陶業史余聞』（中部経済新聞社）を参照。

56 通商産業大臣官房調査統計部編「窯業統計年報」「雑貨統計年報（日用品・陶磁器等編）」。

を期す並素地業者の激しい対立を生み、さらにアメリカの商社が陶磁器の対米輸出規制が日米通商航海条約に違反する主張し、国際通商問題にまで発展した。紆余曲折を経て、通産省のアドバイスによって業界が調査団を派遣し、アメリカの最終取扱業者のアクメ社が「既契約品の納入を遂行して貰えば、事後は日本のディナー規制に従う」ことで決着した⁵⁷。しばしばアウトサイダーが出現したものの、組織力は強力であったとみることができる。組織化 価格上昇 生産増大という金属洋食器の場合と同じような状況が、陶磁器の場合にも生じていた。必ずしも企業採算は改善しなかったが、1960年代に輸出産業として量的な発展を遂げたのである。

4．おわりに

1950年代から1960年代にかけて、独占禁止法を逸脱するような、法的根拠の明確でない勧告操短が行われた。それは、一見、大企業の利害に偏った介入であったが、公正取引委員会の批判も存在したため、通産省は中小企業の利害を大幅に考慮していた。さらに、中小企業の組織化や輸出振興政策も重視された。これらの政策は、輸出中小企業の発展に一定の貢献をしたものと見られる。

本稿で検討した勧告操短や中小企業の輸出振興のための組織化政策は、カルテルのような独占的レントを発生させて管理し、輸出振興を通じた経済成長を促すようにインセンティブを付与する政策であった。これらの政策は必ずしも予想通りではなかったとはいえ、本稿で検討した限りでは一定の成果をあげたものと評価できそうである。企業活動がカルテルまで含めて原則自由であった戦前の経済システムに比すれば、政府による利害調整が図られ、独占的レントが管理されて輸出振興に活用された点において、より安定的で持続可能性の高い経済システムであったと考えることができる。

このようなレントの発生と管理による産業政策が、市場経済に委ねる場合と比較して有効であるか否かについては議論の余地がある。しかし、戦間期から高度成長期にかけての日本という歴史的環境において、市場に委ねた場合、たとえ独占禁止法のルールがあったとしても独占の弊害がどれほど実効的に排除され得たのか定かではない。実際に、戦間期にはカルテルなどの独占が一般的現象として見られたのであり、独占規制はカルテルをアンダーグラウンド化する効果をもたらした可能性が高い。これに対して、勧告操短などの産業政策は、カルテルより迅速にしかも効果的に独占的レントを発生させ、関連産業との間での利害調整によってその大きさを制御し、さらに輸出振興を通じた経済成長という目標にレントを振り向けるように管理することが目的であった。政策を想定通りに実行することができるのであれば、経済発展を目指す上で、唯一でないにしても、一つの有効な解であったと考えてよいように思われる。

57 三井弘三 [1980] p146-153。